

平成 22 年 12 月 15 日  
官民競争入札等監理委員会  
配 布 資 料

**登記簿等の公開に関する事務(乙号事務)における  
報告徴収に係る報告**



法務省民総第3123号

平成22年12月9日

官民競争入札等監理委員会

落合 誠一 委員長 殿

法務大臣 仙谷由人



登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）に係る業務委託における受託事業者に対する報告の徴収について

標記の受託事業者に対し、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第26条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告を求めることとしたので、貴委員会に報告する。

記

1 報告を求める受託事業者

- (1) アイエーカンパニー合資会社
- (2) ATG company株式会社

2 報告を求める事項

- (1) 受託事業者の登記簿上の本店の所在場所に、委託契約締結時から現在に至るまでの間、本店としての実体が存するか（本店としての実体が存する場合には、①建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し等の使用権原を示す資料、②同所における具体的な業務内容を示す貴社の組織体制及び業務内容全体に関する資料など、上記の期間において同所に本店としての実体が存することを確認することができる資料（以下「本店確認資料」という。）を添付すること。）。

仮に、委託契約締結時から現在に至るまでの間、登記簿上の本店の所在場所に本店としての実体が存しない場合には、本店が置かれている場所は、どこか（当該場所についての本店確認資料を添付すること。）。また、この場合には、登記簿上の本店の所在場所と実際に貴社の本店が置かれている場所とが相違している理由について、説明すること。

(2) 受託事業者の登記簿上の代表者の住所に、委託契約締結時から現在に至るまでの間、同代表者の住所としての実体が存するか（住所としての実体が存する場合には、住民票の写しのほか、建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し等の使用権原を示す資料など、上記の期間において同所を住所とする実体が存することを確認することができる資料（以下「住所確認資料」という。）を添付すること。）。

仮に、同所に住所としての実体が存しない場合には、登記簿上の住所と現住所とが相違している理由について、説明すること（現住所についての住所確認資料を添付すること。）。

### 3 報告を求める理由

本店の所在場所及び代表者の住所は、契約の相手方を特定する上で最も基本的な事項であり、また、事故が発生した場合などの緊急時における対応を適時適切に行うための連絡体制を構築するためには、本店の所在場所及び代表者の住所を把握しておく必要がある。さらに、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第26条第1項において受託事業者の事務所の立入検査を実施することができるものとされていることから、当該対応が必要になる場合も想定し、それらの場所を適切に把握しておくことが制度上要請されている。

以上の理由から、受託事業者に対し、上記2のとおり報告を求めることとした。